

# 伊丹市交通局電気バス充電設備導入等業務仕様書

令和4年3月  
伊丹市交通局

## 目次

1. 業務の目的及び基本姿勢 .....	1
2. 履行期間等 .....	1
(1) 履行期間 .....	1
(2) 履行場所 .....	1
3. 業務の内容及び要求水準 .....	1
(1) 急速充電器の設置 .....	1
(2) 高圧受電設備の更新 .....	1
(3) 設備工事 .....	2
(4) 外部給電設備 .....	2
(5) 各種データの収集・分析及びエネルギーマネジメント .....	2
(6) 国庫補助申請手続きの支援 .....	2
4. 保守体制等 .....	2
5. スケジュール .....	2
(1) 電気バスの納入予定時期 .....	2
(2) 充電器・電気設備の整備完了期限 .....	2
(3) 実証期間（各種データの収集・分析） .....	2
6. その他 .....	2

本仕様書は、伊丹市交通局（以下、「発注者」という。）が発注する伊丹市交通局電気バス充電設備導入等業務について、受注者が業務を適正に履行するために必要な事項を定めるものとする。

## 1. 業務の目的及び基本姿勢

- (1) 本業務は、脱炭素社会の実現に向けて発注者が行う「電気バス試験導入事業」を構成するもので、発注者が導入する電気バスに対して、効率的に充電を行うための充電設備等を整備するとともに、電気バス導入による温室効果ガス削減効果及び燃料費等のコスト削減効果を測定し、本格導入に向けた課題の抽出を行うことを目的とする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、発注者、受注者及び電気バス納入事業者がそれぞれ緊密に連携し、実証運行から得られる様々なデータの収集・分析を行うとともに、最適なエネルギーマネジメントシステムの構築に協働して取り組むものとする。

## 2. 履行期間等

- (1) 履行期間  
契約締結日から令和5年3月31日まで  
※ただし、3.(5)に掲げる業務については、履行期間満了後2年間継続して行うこと。
- (2) 履行場所  
伊丹市交通局広畑営業所

## 3. 業務の内容及び要求水準

本業務は、発注者が行う「電気バス試験導入事業」を構成するものであり、当該事業の全体像は別紙「事業概要」のとおりである。

受注者は、事業の全体像を把握のうえ、以下の業務を行うこと。

- (1) 急速充電器の設置
  - ・充電は夜間時間帯を中心に行うことを前提に、安価で、かつ、発注者が導入予定の電気バス（ALFABUS社製ECITY L10）2台に最も効率的に充電可能な機器、台数を検討し設置すること。
  - ・充電方式は、CHAdeMO仕様とする。将来、他のメーカーの車両が導入された場合にも対応し得る、汎用性のあるものとする。
  - ・温室効果ガス削減効果及びエネルギーコスト削減効果の最大化を図るため、効率的な充電を制御するシステムを構築し、必要な機器をあわせて設置すること。
  - ・設置場所については、既存高圧受電設備の直近を想定しているが、充電中の近隣住民への騒音被害が懸念される場合には、設置場所の変更も含め必要な対策を講じること。なお、設置場所を大きく変更する提案を行う場合には、事前に発注者の了承を得ること。
- (2) 高圧受電設備の更新
  - ・既存の設備に代えて、急速充電器への電力供給が余裕をもって行える容量を備えた受変電設備を新たに設置すること（150Kwhを想定）。
  - ・設置場所は既存設備と同様の場所とし、既存設備の撤去、廃棄は受注者の負担により行うこと。
  - ・工事は、業務への影響が最小限となる手法を検討し、局内整備工場稼働中の電力供給が滞ることのないよう必要な措置を講じること。

- (3) 設備工事
  - ・急速充電器、高圧受電設備等の設置に必要な基礎工事及び配管・配線工事、その他付随する工事一式は、すべて受注者が行うこと。
  - ・高圧受電設備等の設置工事にあたっては、安全面、機能面等において問題がない限りにおいて既存設備を活用する等、費用の縮減に努めること。
  - ・施工にあたっては、電気事業法他関係法令を遵守し、技術者の配置等の必要な措置を講じるとともに、関係各署への届出等、必要な手続きを行うこと。
- (4) 外部給電設備
  - ・災害等の緊急時に、電気バス蓄電池に蓄電された電力を外部に給電できる機器（1基）を整備すること。
  - ・電気バス蓄電池の電力を一般家庭用として使用できる電力に変換し、電力供給できるものであること。
- (5) 各種データの収集・分析及びエネルギーマネジメント
  - ・温室効果ガス削減効果やエネルギーコストの削減効果の算定に必要な各種データの収集・分析、また、それらの効果を最大化するためのエネルギーマネジメントのあり方について、発注者・電気バス納入事業者と協働して検証を行い、その結果を報告書に取りまとめること。
- (6) 国庫補助申請手続きの支援
  - ・受注者は、発注者が本事業の実施にあたって行う国庫補助金の申請及び実績報告等について、必要な支援を行うこと。

#### 4. 保守体制等

- (1) 受注者は、故障等トラブル発生時には担当者を派遣し、速やかに解決を図ること。  
また、発注者からの連絡には、常時対応できる体制を整えること。
- (2) 各機器の操作方法、メンテナンス方法等について、関係職員を対象とした研修を実施すること。

#### 5. スケジュール

- (1) 電気バスの納入予定時期  
令和5年1月20日（車両納入事業者との協議により、早まる場合あり。）
- (2) 充電器・電気設備の整備完了期限  
令和4年11月30日
- (3) 実証期間（各種データの収集・分析）  
電気バス納入後（令和5年1月中旬）から令和5年3月末まで。ただし、履行期間満了後も2年間は、引き続き必要な支援を行うこと。  
※令和4年度の実証結果の報告書については、令和5年3月初旬を目途に作成・提出すること。令和5年度以降の報告書については、別途協議する。

#### 6. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項であっても、本事業の遂行上必要な作業については、受注者の責任において適切に対応すること。
- (2) 契約履行期間経過後であっても、当初発注した業務の範囲内で不具合、追加の改修等が必要となった場合には、無償で対応すること。

以上

## EVBUS（電気バス）試験導入事業 ～事業概要～

【目的】昨年10月、国においては2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050カーボンニュートラル」「脱炭素の実現」を宣言。本年4月には、2030年度に2013年度比で46%の温室効果ガス削減をめざし、さらに50%の高みに向け挑戦を続けると表明している。

本市においても同水準を目標とし、とりわけ運輸部門においては、1台あたり年間平均約40トンのCO2を排出するディーゼル車両93台を所有する市営バスがその大半を占めていることから、EVBUS（電気バス）を実証実験として導入し「温室効果ガスの削減」「走行性能」などについて確認、検証する。

